き120点を加算する。
3　持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。
4　区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて１月に14回に限り算定する。ただし、区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の注８に規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

Ｊ０３９　血漿交換療法（１日につき）　4,200点
注　血漿交換療法を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４０　局所灌流（１日につき）
1　悪性腫瘍に対するもの　4,300点
2　骨膜・骨髄炎に対するもの　1,700点
注　局所灌流を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４１　吸着式血液浄化法（１日につき）　2,000点
注　吸着式血液浄化法を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４１－２　血球成分除去療法（１日につき）　2,000点
注　血球成分除去療法を夜間に開始し、午前０時以降に終了した場合は、１日として算定する。

Ｊ０４２　腹膜灌流（１日につき）
1　連続携行式腹膜灌流　330点
注１　導入期の14日の間に限り、１日につき500点を加算する。
2　６歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注１の規定にかかわらず、それぞれ１日につき1,100点又は550点を加算する。
3　区分番号Ｃ１０２に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、区分番号Ｊ０３８に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて週１回を限度として、算定する。
2　その他の腹膜灌流　1,100点

Ｊ０４３　新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（１日につき）　140点
Ｊ０４３－２　瀉血療法　250点
Ｊ０４３－３　ストーマ処置（１日につき）
1　ストーマを１個もつ患者に対して行った場合　70点
2　ストーマを２個以上もつ患者に対して行った場合　100点
注１　入院中の患者以外の患者に対して算定する。
2　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行ったストーマ処置の費用は算定しない。
3　６歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。

Ｊ０４３－４　経管栄養カテーテル交換法　200点
注　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置、区分番号Ｋ０００に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０４３－５　尿路ストーマカテーテル交換法　100点
注　区分番号Ｊ０００に掲げる創傷処置、区分番号Ｋ０００に掲げる創傷処理、区分番号Ｊ０４３－３に掲げるストーマ処置（尿路ストーマに対して行ったものに限る。）の費用は所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０４３－６　人工膵臓療法（１日につき）　3,500点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、３日を限度として算定する。

（救急処置）

Ｊ０４４　救命のための気管内挿管　500点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。

Ｊ０４４－２　体表面ペーシング法又は食道ペーシング法（１日につき）　400点

Ｊ０４５　人工呼吸
1　30分までの場合　242点
2　30分を超えて５時間までの場合　242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数
3　５時間を超えた場合（１日につき）　819点
注１　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。
2　区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った人工呼吸の費用は算定しない。

Ｊ０４５－２　一酸化窒素吸入療法（１日につき）
1　新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合　1,680点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
2　一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が１時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が１時間を超える場合は、900点に吸入時間が１時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。
2　その他の場合　1,680点
注　一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が１時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が１時間を超える場合は、900点に吸入時間が１時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

Ｊ０４６　非開胸的心マッサージ
1　30分までの場合　250点
2　30分を超えた場合　250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得た点数

Ｊ０４７　カウンターショック（１日につき）
1　非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合　2,500点
2　その他の場合　3,500点

Ｊ０４７－２　心腔内除細動　3,500点
Ｊ０４８　心膜穿刺　500点
Ｊ０４９　食道圧迫止血チューブ挿入法　2,700点
Ｊ０５０　気管内洗浄（１日につき）　240点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
2　気管内洗浄と同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０５１　胃洗浄　250点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。

Ｊ０５２　ショックパンツ（１日につき）　150点
注　２日目以降については、所定点数にかかわらず１日につき50点を算定する。

Ｊ０５２－２　熱傷温浴療法（１日につき）　1,740点
注　広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。

（皮膚科処置）

Ｊ０５３　皮膚科軟膏処置
1　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点
2　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　85点